

「事業者間協議の場」の結論等を 踏まえた対応について

**令和7年1月24日
事 務 局**

目次

1. これまでの検討状況
2. 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改定について
3. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の改定について

1. これまでの検討状況

2. 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の改定について

3. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」
の改定について

- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）」における取りまとめで示した取組内容について、開示元事業者と要望事業者間で検討を行うため、令和6年5月より「事業者間協議の場」を立ち上げ、これまでの検討の結果として、「事業者共通の取組み」（令和6年9月27日）が取りまとめられたところ。

【①利用調査・申請時に確認する項目】

開示元事業者が円滑に情報開示を行うことができる仕組みとして以下を実施。

- 光ファイバ・収容空間情報等の開示に関して、要望事業者と開示元事業者の間で、**情報開示に係る秘密保持を規定**。
なお、公知の情報や情報量が限定的な開示等において、秘密保持は必須とせず開示元事業者で要否を判断。
- **情報の目的外利用を防止**するため、調査申込時の利用用途の都度記載、協定書や契約書における予めの利用用途の規定等により、情報を開示する対象設備の利用用途を開示元事業者が確認可能に。あわせて、開示した情報の目的外利用の禁止を規定。
- 安全保障上、きわめて重要な情報の開示にあたって、情報管理体制等の必要時の確認や規定による遵守等を通じて、**不適切な取扱いによる情報漏えいを未然に防止**。

【②異経路構成による冗長性確保】

- 安全保障・セキュリティ、開示元事業者の経営上の秘密の保護等を勘案した上で、要望事業者の要望により、クロスポイントの有無や異経路構成となるような管路・とう道のルート等**要望事業者が提示したルートとの異経路構成を検討可能な情報を開示**。
- 光ファイバのように、安全保障・セキュリティ、経営上の秘密の保護の観点から、ルート情報そのものを開示することが難しい場合においては、開示元事業者が保有する光ファイバルートと異経路構成となるような管路・とう道のルート等**要望事業者が当該光ファイバルートとクロスポイントがない構成を検討することができる情報を開示**。
- 調査依頼時に、**要望事業者がクロスポイントの定義（離隔条件等）を指定可能に**。
- **開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクに対し、開示元事業者は可能な限り当該リスクを低減するための措置**（調査時において移設計画等がある場合はそれを考慮した情報提供、ルート変更が発生する旨の通知等）を実施。

【③設備提供の可否検討・回答の早期化】

- 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供（並行して、最終回答までの納期短縮に努めることとする）。
- 各開示元事業者において、上記における標準的な回答期間（目安）を設定の上、それを超える場合には事業者へ通知。
- ただし、一律での回答期間の設定が難しい場合は、前提条件を設定し、代表的な申請パターンに対する標準的な回答期間（目安）を定めた上で、設定した前提条件に合致しない申請については都度回答期間を通知。

【④申請・使用手続のWEBによるオンライン化】

- 申請の頻度や開発費等を考慮の上、WEBによるオンライン化の具体的な実現方法を各開示元事業者にて検討し、令和6年中を目指して、順次、運用を開始。ただし、予算等の事情がある場合は令和7年以降可能な限り速やかに運用開始。
- WEBによるオンライン化の実現方法については、少なくともWEBフォームによる申込受付が可能な形を前提とし、さらなるWEB化は要望事業者と協議の上構築。
- なお、申請の頻度が著しく僅少（例：年間数件程度）であるといった開示元事業者においては、当面の間、専用のWEBページを設けた上で、申請書類のひな形・送付先メールアドレスを掲載する方法も可とし、申請状況に応じてWEBによるオンライン化の運用に移行。

【⑤申請様式の共通化】

- 検討項目①～④を反映した開示元事業者の共通様式を標準的な様式として今後活用。
- 全開示元事業者共通の申請項目を設定し、各開示元事業者の運用に応じた確認項目の追加も可能。

1. これまでの検討状況

2. 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の改定について

3. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」
の改定について

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

1. 経緯

- 平成12年11月にIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた「線路敷設の円滑化の基本方針」を踏まえ、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定(※)。

※平成31年4月最終改正

2. 目的等

- 認定電気通信事業者(※)が設備保有者(電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者)の電柱・管路等を使用する場合に双方が遵守すべき標準的な取扱い方法を定めることにより、認定電気通信事業者による光ファイバ網の整備等を推進。

※ 認定電気通信事業者: 電気通信事業法に基づき、線路等を設置するために他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として、総務大臣の認定を受けた者

(主な認定電気通信事業者)

NTT東西、NTTコミュニケーションズ、KDDI、ソフトバンク、J:COM、エネコム 等

- ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議に係る認可や裁定の運用基準として機能するもの。

3. ガイドラインの主な内容

- 設備保有者及び認定電気通信事業者が遵守すべき事項を規定

- 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)
- 電柱・管路等の貸与申込手続
- 貸与拒否事由(拒否することのできる事由を限定列举)
- 貸与期間(原則5年間)
- 貸与の対価(原価に基づく適正な設備使用料を対価として請求可能としている) 等

- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における取りまとめで示した取組内容や、開示元事業者と要望事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映するため、管路・とう道の情報開示に関する以下の内容についてガイドラインの一部を改正。

（１）調査回答に要する期間の短縮について

- ◆ 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供すべきとする規定を第２条の２に追加。

（２）開示元事業者からの情報開示について

- ◆ 開示元事業者は、要望事業者からの要望に応じて、要望事業者が提示したルートとの異経路構成の検討が可能となる情報を可能な限り開示すべきとする規定を第１２条の２に追加。
- ◆ あわせて、開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクに対し、開示元事業者は可能な限り当該リスクを低減するための措置を講じるべきとする旨を明記。

（３）情報開示における留意点について

- ◆ （１）及び（２）の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持、顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、開示元事業者からの情報開示においては、開示対象となる情報の性質に応じ、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から必要な措置を講じるべきとする旨を明記。

（４）その他

- ◆ 申込窓口の設置や手続をウェブページ等を利用する方法で行う、標準的な様式の策定に当たって開示元事業者共通の申請項目を設定するなど手続の簡素化及び効率化に努めるべきとする旨を明記。
- ◆ 情報開示や設備の使用が認められる範囲について、安全保障の観点を追加。

1. これまでの検討状況

2. 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の改定について

**3. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」
の改定について**

1. 経緯

- 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月)において、「ネットワーク事業者間の接続を円滑化し、ブロードバンド普及促進を図る観点から、とりわけ接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である」とされた。
- 同答申等を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、協議のプロセス及び協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化し、協議の予見可能性を高めること等を目的とする、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」を策定(平成24年7月)。 ※令和6年3月最終改正

2. 目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関して当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や電気通信事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。 ※全ての電気通信事業者を対象としている。

3. ガイドラインの主な内容

- ◆ 事業者間協議のプロセス(基本的な考え方、留意点等)
- ◆ 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示
- ◆ 接続に必要なシステム開発等
- ◆ 協議が整わなかった場合の手続 等

ガイドライン改正案の概要

- 「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」における取りまとめで示した取組内容や、開示元事業者と要望事業者による「事業者間協議の場」での検討結果を反映するため、光ファイバの情報開示に関する以下の内容についてガイドラインの一部を改正。

◆ 「事業者間協議のプロセス」に紐づくガイドラインの別添として、以下の規定を望ましい対応として追加。

(1) 情報開示の対象者・情報開示の手段

- ・ 開示の対象を電気通信事業者とし、要望事業者と開示元事業者の情報開示に係る秘密保持の在り方について規定
- ・ 情報の目的外利用の防止のため、調査申込時の開示元事業者による利用用途の確認等について規定
- ・ 光ファイバのルート情報等、安全保障上の観点で極めて重要な情報を開示する場合の不適切な取扱いによる情報漏洩を未然に防止する措置として、開示元事業者による望ましい情報管理体制の提示等について規定

(2) 開示する情報の内容や粒度

- ・ 要望事業者が提示したルートとの異経路構成を検討可能な情報を開示することを規定
- ・ 要望事業者が調査依頼を行う際、クロスポイントの定義を指定することを可能とすることを規定
- ・ 開示元事業者による設備の移設等によりクロスポイントが発生するリスクを低減する措置について規定

(3) 情報の開示に要する期間

- ・ 開示元事業者側で設備提供の可否に係る調査の進捗状況等を可能な限り提供して情報開示の迅速化を図るとともに、提供不可と判明した場合に速やかに回答することを規定
- ・ 開示元事業者において、標準的な回答期間を定めた上で当該回答期間を超える場合は要望事業者への通知を行うこと等を規定

(4) 申請・使用手続のWEBによるオンライン化

- ・ 開示元事業者において、少なくともWEBフォームによる申込受付が可能であることを前提とすること等を規定

(5) 申請様式

- ・ 事業者間協議で議論された様式を標準としつつ、各開示元事業者の運用に応じた確認項目を追加することを規定